

Ⅲ 情報把握から食事提供までの流れ

修学旅行等で京都を訪れる食物アレルギーのある子どもたちが、宿泊施設や食事提供施設で安全に安心して、美味しく食事を摂るために、保護者、学校、旅行会社、宿泊施設、食事提供施設が情報を共有するツールとして、「食物アレルギー事前調査票」（以下「事前調査票」という）を使用し、本人、学校、旅行会社、宿泊施設、食事提供施設の担当者が、それぞれ必要な情報を共有することとします。

また、宿泊施設、食事提供施設が事前調査票を用いて安全な食事を提供するためには、本人、保護者、学校、旅行会社等それぞれが、役割を担うことが重要です。

1 「食物アレルギー事前調査票」（別添様式）の内容

- 1) 児童・生徒氏名、保護者氏名、学校名、連絡先（電話番号）、旅行期間
- 2) 食物アレルギーの医師による診断と通院状況
- 3) 除去を必要とする食品
- 4) 治療薬携行の有無
- 5) 保護者の同意欄

2 「食物アレルギー事前調査票」の保管について

- 1) 原本は、原則、宿泊施設で保管し、学校、食事提供施設、旅行会社は写しを保管すること。
- 2) 事前調査票は個人情報であるため、情報の流出がない保管場所を定めること。
- 3) 宿泊施設、食事提供施設は、事前調査票を施設利用終了後 1 か月間保管し、その後廃棄すること。また、旅行会社は、旅行終了後、速やかに廃棄すること。

3 役割分担

- 1) 食物アレルギーのある子ども及び保護者
 - ①子どもの食物アレルギーの病状を理解する。
 - ②食物アレルギーの原因食品について正しく知る。
 - ③子どもの食物アレルギーの状態と誤食時の対応について主治医から説明を受けておく。
 - ④事前調査票等必要な情報を学校や関係者に提供する。
- 2) 学校
 - ①修学旅行等の食物アレルギーに関する対応者を決め、保護者、旅行会社、宿泊施設、食事提供施設との対応窓口を明確にする。
 - ②食物アレルギーの子どもを把握し、事前調査票を配布・収集し、利用する施設に情報提供する。
 - ③担当教員は、子どもの食事前に、配膳の確認及びメニューのチェックを行う。
 - ④食事中、食後の子どもの健康状態を観察する。
 - ⑤子どもの体調の変化などの緊急時の対応については責任を持って対応する。
- 3) 旅行会社
 - ①学校に、依頼文書（別添）により、事前調査票の主旨を説明し、食物アレルギーの児童・生徒の情報収集について協力を求める。
 - ②保護者への事前調査票の配布・回収及び関係施設への送付を学校に依頼する。
- 4) 宿泊施設・食事提供施設
 - ①施設の状況に応じたアレルギー対応マニュアルの作成など、誤食事故を予防するための体制づくりを行う。
 - ②事前調査票に基づき、修学旅行等の受入期間の献立表を作成する。
 - ③保護者等からの問い合わせや事前相談等には、できる限り対応する。
 - ④緊急時の対応に協力できるよう、医療機関等必要な情報を整備しておく。
 - ⑤従業員が、食物アレルギーに対して基本的な知識を持って対応できるよう、研修を受けられる体制づくりを行う。